

(仮称) 墨田区こども条例（案）の概要について

1 制定の意義

- (1) こども基本法との整合を図りながら、墨田区のこどもの声を条例に反映する。
- (2) 墨田区のこどもの大切な権利を明示するとともに、「保護者」「区民等」「区」等のそれぞれの役割を明記する。

2 制定にあたっての考え方

- (1) こども基本法との整合を図りながら、墨田区のこどもの意見等を反映していく。こども基本法は、子どもの権利条約、憲法及びその他の法令と整合を取っているので、こども基本法との整合を図ることで、他の法令等との整合を図る。
- (2) 本条例では、こども基本法に合わせて「こども」の定義を「心身の発達の過程にある人」とするとともに、「こども」の表記を統一する。
- (3) 常用漢字を使用し、ですます調とする。こどもに分かりやすい表現とする。
「等」→「など」、「及び」「並びに」をできるだけ使わない、等

3 (仮称) こども条例（案）の概要について
別表のとおり

4 こどもの意見聴取の取組状況について

- (1) こどもわくわくフェスティバル
5月に実施。幼児・小学生を対象に、約1, 000人から意見聴取。
- (2) 児童館ワークショップ（5館）
7～8月に実施。小・中・高校生を対象に、計86人から意見聴取。
- (3) ジュニア・リーダー研修会ワークショップ
9月に実施。中・高校生を対象に、計31人から意見聴取。

5 今後のスケジュール

- 令和6年12月～ パブリックコメント実施及び条例案についてのこども向けワークショップの実施
- 令和7年1月 教育委員会における意見聴取
- 令和7年2月 墨田区議会定例会2月議会にて条例の議案提出

別表

条文	説明
第1条（目的）	こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち」を実現することを目的とした。
第2条（言葉の定義）	「こども」の定義を、こども基本法と同様、「心身の発達の過程にある人」とした。
第3条（基本理念）	こども基本法の基本理念、墨田区の地域性、こどもの意見聴取の内容を反映した8つの基本理念を規定した。
第4条（こどもの大切な権利）	イベントやワークショップ等で聴取したこどもたちの声を反映した、5つの権利を明記した。
第5条（保護者の役割）	保護者の役割を規定した。
第6条（区民等の役割）	区民等の役割を規定した。
第7条（育ち学ぶ施設の役割）	育ち学ぶ施設の役割を規定した。
第8条（区の責務）	区の責務を規定した。
第9条（こどもへの支援の方針）	区が実施するこどもに関する施策の方針を規定した。
第10条（保護者や子育て家庭への支援の方針）	同上
第11条（区民への支援の方針）	同上
第12条（育ち学ぶ施設の支援の方針）	同上
第13条(こどもの意見表明と地域社会への参画)	こどもの意見表明と地域社会への参画について規定した。
第14条（こどもの多様な学びと体験の機会の確保）	多様な学びの場の拡充とこどもの体験の機会の確保について規定した。
第15条（こどもの権利の普及）	区がこどもの権利の普及に努めることを規定した。
第16条（推進計画）	こども計画の策定について規定した。
第17条（財政上の措置）	財政上の措置を講ずることを努力規定として規定した。
第18条（委任）	